

# 記入例

二原市長 様

## 「農地中間管理事業」による農地貸借申出書

裏面を確認し、必ずチェックを入れてください

次の農地について、留意事項を理解した上で、農地中間管理事業による農地の貸し借りを申し出ます。

	住所	氏名 (法人名・法人代表者職氏名)	生年月日	電話番号 (ご本人へ連絡が取りづらい場合は、連絡を希望するご家族の方の氏名、電話番号、続柄等)	裏面の「個人情報の取り扱いについて」を確認し、承諾します。
借受者	(フリガナ) 〒 - <b>借りる人の住所</b>	(フリガナ) <b>借りる人の名前</b>	大正・昭和・平成 年 月 日	<b>借りる人の電話番号</b>	<input checked="" type="checkbox"/>
貸付者	(フリガナ) 〒 - <b>貸す人の住所</b>	(フリガナ) <b>貸す人の名前</b>	大正・昭和・平成 年 月 日	<b>貸す人の電話番号</b>	<input checked="" type="checkbox"/>

### 1. 貸借農地一覧

貸借する農用地				貸借の条件				その他	
所在地 (町、大字、字、地番)	現況 地目	登記面積 (水張面積)	登記名義人	貸借の 希望始期	貸借の終期	借賃※ (下記の①～④の いずれかを選択)	10a当たりの賃料を記入 田の場合、【登記面積】・【水張面積】の いずれかに記入	内容 (利用目的)	備考
〇〇町〇〇〇番地	田 畑	登記 〇,〇〇〇 m <sup>2</sup> (水張 〇,〇〇〇 m <sup>2</sup> )	〇〇 〇〇	令和〇 年 〇月 〇日	令和〇 年 12月31日	③	【登記面積】 (円・kg) 【水張面積】 玄米30	水田 普通畑	新規・更新
〇〇町〇〇〇番地	田 畑	登記 〇,〇〇〇 m <sup>2</sup> (水張 〇,〇〇〇 m <sup>2</sup> )	〇〇 〇〇	令和〇 年 〇月 〇日	令和〇 年 12月31日	①	【登記面積】 8,000 (円・kg) 【水張面積】	水田 普通畑	新規・更新
	田 畑	登記 m <sup>2</sup> (水張 m <sup>2</sup> )		年 月 日	年 月 日 12月31日		【登記面積】 (円・kg) 【水張面積】	水田 普通畑	新規・更新
	田 畑				12月31日		【登記面積】 (円・kg) 【水張面積】	水田 普通畑	新規・更新
	田 畑	(水張 m <sup>2</sup> )		月 日	12月31日		【登記面積】 (円・kg) 【水張面積】	水田 普通畑	新規・更新

#### 土地の登記名義人の名前

※ 農地の登記名義人が死亡している場合は、相続人の持分の過半の同意が必要となります。  
また、「相続関係説明図」の提出が必要です。  
※ 共有名義人がいる場合は、共有名義人の持分の過半の同意が必要となります。

※借賃欄については、次の①～④のいずれかを選択してください。

- ①賃貸借(機構による徴収・支払)
- ②賃貸借(借受者が貸付者に対して賃料を直接支払う)
- ③賃貸借(借受者が貸付者に対して賃料を直接米で支払う)
- ④使用貸借(無償)

【裏面の留意事項をよく確認のうえ、提出してください】

## (借賃について)

次の①～④のいずれかを選択してください。

- ①貸貸借(機構による徴収・支払)
- ②貸貸借(借受者が貸付者に対して賃料を直接支払う)
- ③貸貸借(借受者が貸付者に対して賃料を直接米で支払う)
- ④使用貸借(無償)

## (留意事項)

### ○貸借手続に関する留意事項

- ・この申出書の内容を三原市、一般社団法人広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)で共有して、適正に管理します。
- ・この申出書の内容などを基に「農用地利用集積等促進計画」を作成しますので、後日、農地貸付者、農地借受者に押印して提出していただきます。
- ・果樹等の植栽や農業用施設を設置する場合は、貸付者の承諾を得てください。
- ・借受者は『地域計画』の農業を担う者に位置付けられます。
- ・法人の場合は、定款の写しを提出してください。(初回のみ)
- ・農地の一部の貸借を行う場合は、一部分のわかる図面を提出してください。
- ・登記名義人の死亡の場合は、相続関係説明図の相続人の持分の過半の同意が必要です。(同意が得られない場合は、利用権設定ができません。)  
また、相続関係説明図を提出してください。
- ・農地の共有名義人がいる場合は、共有名義人の持分の過半の同意が必要です。
- ・既存の権利設定期間と重複する期間がある場合は、既存契約の合意解約が必要です。

### ○記入上の留意事項

- ・利用権の種類:使用貸借は無償での貸借、貸貸借は有償での貸借です。
- ・借賃:金納は10a毎の1年当たりの金額、物納は10a毎の1年当たりの主食用米の数量をkg単位で記入して下さい。

### ○賃料の徴収・支払いについて

- ・農地中間管理機構による賃料の徴収・支払いを選択した場合は、毎年8/31時点で契約期間が存続する場合に、その年の12/31までに徴収と支払いを行います。

## (個人情報の取扱いについて)

### ○個人情報の取扱いへの同意

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)は、農地中間管理事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき定めた「一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団個人情報保護規定」及び関係法令等に基づき、適正に管理し本事業の実施のために利用します。

また、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)による農用地利用集積等促進計画、農用地等の貸付・借受者及び貸付・借受予定者への情報提供で利用するほか、貸付希望農地の情報のホームページ公表、集落等の合意形成や検討会での審査・検討、国・県及び市町への報告等で利用するとともに、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

### ○「個人情報の取扱いへの同意書」の提出について

農地中間管理事業による貸借申出書の提出により「個人情報の取扱いへの同意」を確認させて頂き、申請手続き事務を進めていきますが、利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書等の書類を提出の際に、改めて書面へ氏名等の自署または押印し「個人情報の取扱いへの同意書」の提出をお願いします。